

組合加入を紹介時には
LINE「友だち登録」を
おススメしてください!

今月の紙面

- 1 8/5慰霊祭・職人のつどい
- 2 足場(特)講習・技能検定案内
建設国保関連記事の掲載:2-5面



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 藤岡 祐二
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

第35回「原爆犠牲建設労働者・職人の碑」慰霊祭

平和憲法を守り続ける
ことが何よりも大切



組合加入時に広島建労LINE
「友だち追加」でもらえる!!

クーポン提示で1,000円分の
クオカードをプレゼント企画

1 実施期間

2022年9月1日(木)～
2022年12月23日(金)

2 クーポン配信期間

2022年8月25日(木)～
2022年12月23日(金)

3 企画対象者

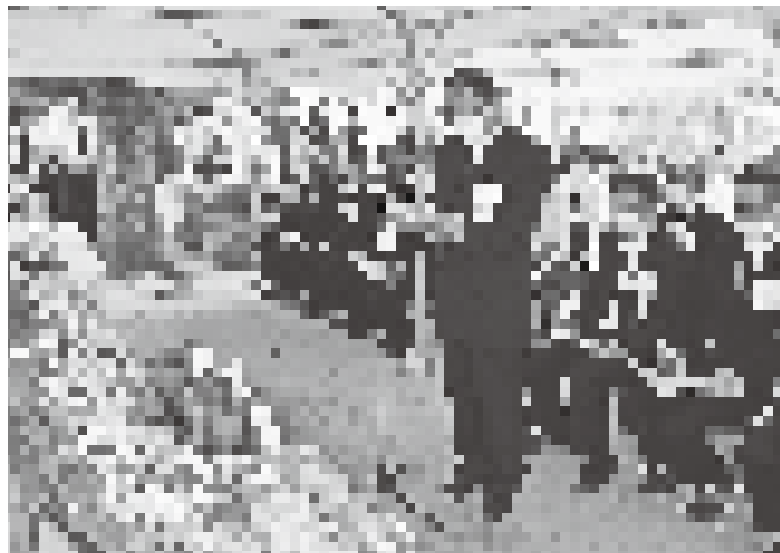
実施期間中に組合加入手続きを完了
し、かつ2022年10月1日～2023年1月
1日が組合加入日となる者。

4 手続きの流れ

①2022年8月25日(木)以降に広島建
労LINE公式アカウント「友だち追加」
するとクーポンを発行。

②新規加入者が組合加入手続きの際、地連窓口でクーポンを提示。
③地連窓口の職員がクーポンを確認し、クーポンを「使用済」と
し、加入申請書上部の「組合員コード」と「組合加入年月日」の
間の空白部分に「LINEクーポン確認済(窓口確認者の印)」と記
入して県本部へ提出。

④毎月月末に企画対象者を県本部において集約し、1,000円分の
クオカードを郵送でプレゼント。



慰霊の言葉を述べる全建総連・中西中央執行委員長(中央)



テレビ放送の様子

慰霊祭を終えると、テレビ新広島から取材依頼があり、「建てるのが僕たちの仕事というか生きる糧ですから、それがいとも簡単に一瞬のうちですよ。広島の場合は全部がなくなったという状況を想像するわけですね。それを考えたら悲しいですね」と語る原委員長が夕方の方のニュースで放送されました。

原委員長TSSの取材に
「考えたら悲しいですね」

全建総連・中西中央執行委員長は「(前略)戦争の放棄を示す憲法九条こそ、日本の平和主義を表している。慰霊祭を終えました。ます。世界情勢が危機である今こそ、この理念を再確認し、平和憲法を守り続けることが何よりも大切でした。」と慰霊の言葉を述べられ、全員が核兵器廃絶・平和への誓いを新たにしました。

第34回 原水爆禁止建設労働者・職人のつどい



被爆体験を語る田中さん(左)の話を聞き入る参加者たち

職人のつどいでは、田中聡司氏(日本原水爆被害者団体協議会代表理事、広島被爆者団体連絡協議会事務局長、広島県原爆被害者団体協議会理事、ヒロシマ学研究會世話人など)による被爆体験証言、広島・全国青協からの訴えを行いました。田中さんは、ご自身の被爆体験から被爆一族となつたご家族の話、被爆の影響による病気、「広島に被爆者」という差別体験などについて語られました。そして、「私は青年時代から原水爆禁止運動に携わっている。労働運動、市民運動、被爆者運動の連携で、もっとも国民の目を引くことが課題だ」と思っている。皆さんの運動と連携して大きな声にしていこうと訴えられ、職人のつどいが終了しました。

爆
被
体験者
から

「皆さんの運動と
連携して大きな声に」

春のハガキ要請行動
(厚生労働省)
ご協力ありがとうございました

今春取り組みの「厚生労働省宛てハガキ要請行動」では、広島建労から29,202枚の要請ハガキを一齐に投函しました。前年度の厚生労働省宛て要請ハガキと比べ、今年は取り組み枚数が2,288枚増加しました。ご協力いただき、ありがとうございました。

厚生労働省への要求はあくまでも「概算」であり、財務省はこの内容を精査し、補助金の額を圧縮していきます。

広島建労では、今度は秋に財務省へのハガキ要請行動を予定しています。建設国保がこれからも安定運営を続け、私たちの命と生活が守られるよう、ご協力をよろしくお願いします。

**「足場の組立て等特別教育」
講習を開催します**

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。

日 時：11月6日（日）9：00～16：30

会 場：広島県建設労働組合
第1地連福山 3階会議室
（福山市東深津町5-1-3）

受講料：組合員4,000円、員外5,000円

定 員：35人（定員になり次第、締切り）

申込み：10月21日（金）までに所属の
地連事務所へ申し込んでください

**「足場の組立て等特別教育」
講習を開催します**

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。

日 時：11月20日（日）9：00～16：30

会 場：建労本部 草津事務所
（西区草津東1-7-32）

受講料：組合員4,000円、員外5,000円

定 員：20人（定員になり次第、締切り）

申込み：11月4日（金）までに所属の
地連事務所へ申し込んでください

**機関紙GHP 教育宣伝部
読者アンケート**

皆様の意見を「広建新報」および「広島建労ホームページ」に反映させ、内容の充実化を図るため、組合員の皆さんを対象に読者アンケートを実施します。アンケートにご協力いただくと、抽選でクオカードがもらえますので奮ってご参加ください。



（広島建労HP）

参加資格：組合員

応募要項：広島建労ホームページの新着情報リンクアドレスからご応募ください。

謝 礼：アンケートにご協力いただいた組合員の中から、抽選で20人の方にクオカード500円分を進呈。

実施期間：8月10日（水）～
10月28日（金）まで

職人川柳の募集

教育宣伝部

今年度、教宣部では川柳の募集を行います。

最優秀賞に選ばれた作品は、広建新報2023年1月10日号で発表します。以下の応募要項に従って、ご応募ください。

皆さんもぜひホームページから作品を見て投票（投票にはGoogleのアカウントが必要）なさってみてください。



（広島建労HP）

参加資格：組合員とその家族

応募要項：1人1作品。

川柳にはテーマを設けておりませんが、応募は未発表作品に限ります。必ず応募票をハガキまたはFAXに貼り、川柳を広島建労教宣部（〒733-0861 広島市西区草津東1-7-32 FAX：082-294-0248）宛にお送りいただくか、広島建労ホームページからご応募ください。

賞 賞：最優秀賞 1本…賞状、クオカード5千円分
優 秀 賞 2本…賞状、クオカード3千円分
佳 作 4本…賞状、クオカード千円分

受付期間：8月10日（水）～10月28日（金）まで

投票期間：11月1日（火）～11月18日（金）まで
（投票は1作品につき、最大1投票）

発 表：広建新報2023年1月10日号

「職人川柳」応募票	
組合員氏名	
応募者氏名	
住 所	
所 属 地 連	第 地連

建設国保からのお知らせ 広島県建設国民健康保険組合

非課税
の方

**入院中の食事代が軽減されます
忘れず証交付の手続きを**

みなさんが病院に入院したとき、医療費と別に食事代を1食あたり460円負担することになっています。

しかし、所得区分が非課税の方と低所得Ⅰ・Ⅱの70歳以上の方については、建設国保が交付する「国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定証」を病院へ提示することにより、入院中の食事代が軽減されます。

該当する組合員さんは、入院の事実が発生したらすぐに所属の地域連合で証交付の手続きを行ってください。

特に低所得Ⅰ・Ⅱに該当の70歳以上の方については、その証の提示によって食事代だけでなく、入院中の医療費の負担額も大きく変わってきます。もし、この証の提示がなければ、一般の所得区分の自己負担限度額で計算した金額を請求されてしまいますので、手続きを忘れないようにしましょう。

なお、オンライン資格確認システムが導入されている医療機関・薬局等では、マイナンバーカードによる限度額適用区分の確認が本人同意のもと可能となっておりますので、証の提示は不要ですが、事前にマイナポータルでの登録手続きが必要となります。

※届け出には組合員並びに届け出事項に該当するご家族の個人番号が必要となりますので、個人番号の確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票）を必ずご持参下さい。

入院中の食事代

（一食あたり）

非課税低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	91日以上入院（過去12ヶ月間）	（※）160円
低所得Ⅰ		100円
上記以外の人		460円

（※）食事代の減額については、届け出が必要となります。

「労働安全標語」を募集

安全対策部

安全意識の向上と普及を目指すため、今年も下記の要項に沿って「労働安全標語」募集し、最優秀作品は来年度の広島建労安全対策部スローガンにします。ぜひご応募ください。

内 容：労働安全に関する標語

文 字 数：できるだけ分かりやすい表現で簡潔なもの

応 募 先：各地連事務所

（県本部へ投稿があった場合、地連事務所へ転送）

募集期間：8月～11月末日まで

謝 礼：最優秀1本5千円・優秀1本3千円・佳作3本2千円（商品券にて）

応募資格：組合員さんと、そのご家族（1人1作品まで）

選 考：12月初旬

※入賞作品5本は、全建総連「労働安全標語募集」企画に、広島建労の代表作品として応募します。

**令和4年度 技能検定の実施計画（後期）**

計画は変更される場合があります。広島県職業能力開発協会ホームページ（<http://www.hirovada.or.jp/>）でご確認ください。

【実施計画】後期

【実施公示】9月1日（木）

【実施職種】（関係分）

（1級および2級）〈予定〉建築大工・型枠施工・防水施工・配管・かわらぶき・コンクリート圧送・さく井・鉄筋施工・ガラス施工・塗装

（3級）〈予定〉建築大工・配管・鉄筋施工・かわらぶき

■受検申請受付：10月3日（月）～14日（金）

■実技試験：（問題公表）11月28日（月）

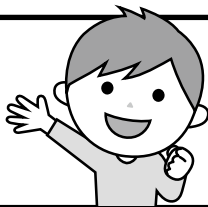
（実 施）12月5日（月）～令和5年2月12日（日）

■学科試験：令和5年1月22日（日）・29日（日）・2月1日（水）・5日（日）

■合格発表：令和5年3月10日（金）

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

未就学児（1歳未満を除く）
保険料の減額改定について

令和4年7月25日(月)開催の第108回組合会において、1歳未満を除く未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)については、令和4年10月分保険料より1,000円減額改定することについて承認されました。詳しくは所属されている各地域連合へお問い合わせください。

(予告)国民健康保険料の種別区分変更について
10月は変更申告の月です。

第1種	第2・3・4・5種
一人親方・事業主	職人・従業員

10月1日～31日までの1ヶ月間は、国民健康保険料の種別区分の変更申告の期間です。

令和4年10月1日時点で今までの就労形態と変わっているという組合員さんは、忘れないよう変更申告をしてください。

申告方法など詳細は所属の地域連合へ確認してください。

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において医療と介護の自己負担の合計が高額となり、一定の額を超えた場合、超えた額が支給されます。

支給までの流れ

① 介護保険の被保険者は、介護保険者(市区町村)に「支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



② ①の申請書を受付けた介護保険者(市区町村)から、「自己負担額証明書」が交付されます。



③ 被保険者は建設国保に②の証明書を添付して支給申請を行います。



④ 建設国保が支給額を計算し、介護保険者(市区町村)に計算結果(支給額)を連絡します。



⑤ 建設国保からは高額介護合算療養費、介護保険者(市区町村)からは高額医療合算介護サービス費が、それぞれ支給されます。

後期高齢者医療制度の早期該当について

後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日から加入する医療保険制度ですが、65歳以上で(※)一定程度の障害をお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

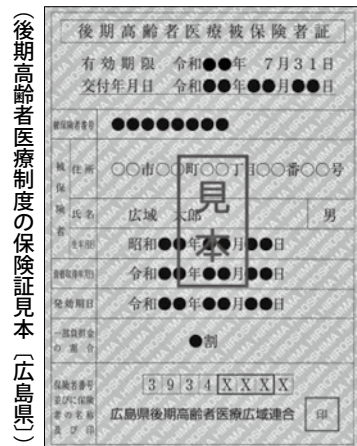
一定程度の障害をお持ちの方については、原則、本人の申請により後期高齢者医療制度の認定を受けることになりますが、お住まいの市区町によっては、福祉医療費公費負担制度等の認定状況などにより、後期高齢者医療制度認定の手続きを実施しているところもあるようです。

右に記載の「後期高齢者医療被保険者証」がお住まいの市区町から送られてきた方につきましては、建設国保の資格を喪失する届け出が必要となりますので、所属の地域連合窓口において手続きをしてください。

(※)一定程度の障害とは、主に次に該当する状態です。

- 国民年金法等における障害年金:1・2級
- 身体障害者手帳:1・2・3級および4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳:1・2級
- 療育手帳:①・A

詳しくは、市区町の担当窓口にお問い合わせください。



(後期高齢者医療制度の保険証見本(広島県))

歯とお口の健康
お口のお手入れが
あなたの体を守ります 第3回

誤嚥性肺炎について

◆誤嚥性肺炎とは？

●本来、食道を通るはずの食べ物や唾液が、日常的に誤って気管に入り込み、唾液とともに流れ込んだ口の中の細菌が肺の中で繁殖して炎症を起こしてしまう病気が誤嚥性肺炎です。

●歯磨きがおろそかになり、口内の清掃が行き届かないことも、細菌を増やすことにつながります。口内の細菌が増えるほど、誤嚥性肺炎の危険性は高まります。

●さらに、加齢や不活発な生活による体力低下や喫煙、ストレス、糖尿病の悪化などによって身体の免疫力が低下することで、肺炎発症の可能性が高まるのです。

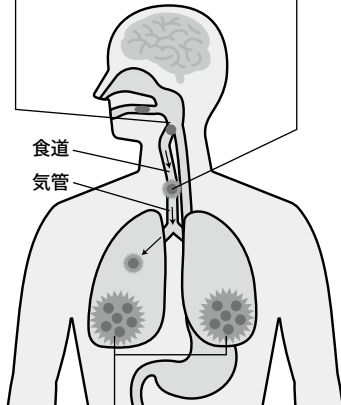
●高齢者に誤嚥が増える原因は、加齢による筋力の低下や病気の影響による嚥下機能(飲み込む機能)の低下と、誤って気管に入った唾液などをせき込んで外に押し出す咳反射の低下にあります。

(嚥下障害)

① 口腔内の細菌が食べ物、唾液とともに喉の奥へ

② 食べ物が、食道ではなく誤って気管へ流れ込む

③ 細菌が肺の中で増殖し、炎症を起こす



③ 細菌が肺の中で増殖し、炎症を起こす

情報提供 サンスター株式会社

お口の中を清潔にすることで、
誤嚥性肺炎を防ぎ、命を守りましょう。

歯科健診を無料で受診することができます！

※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。

マイナンバーカードを
取得しましょう！

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が昨年10月20日より本格運用となりました。(マイナンバーカード対応医療機関等については医療機関等窓口貼付のステッカー、又は厚生労働省のHPで確認できます。)

また、医療費・薬剤情報の閲覧も可能となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。但しこれらの制度を利用するには、マイナポータルから利用申込の手続きが必要となります。この他、セブン銀行ATMからの申込みも可能となっておりますので必ず申込みを済ませましょう。

その他、以下のようなメリットがあります。

各種証明書(住民票等)をコンビニで取得できる！

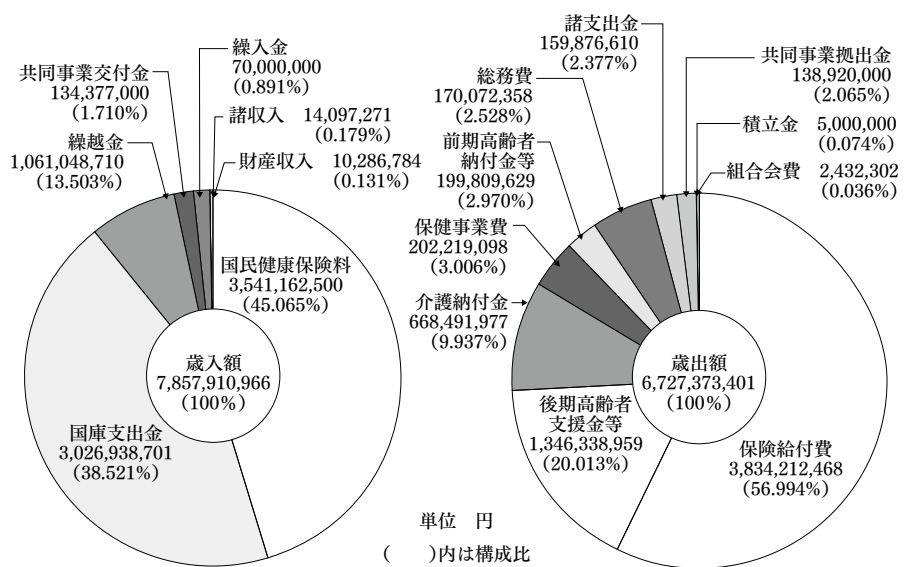
身分証明書になる！

e-Taxも、もっと便利に！

など

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。

令和 3 年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算構成比



第 4 号議案 令和 3 年度高額療養費と出産育児一時金の貸付金会計が次のとおり報告、承認されました。

基金総額	20,000,000円
2 年度貸付金未返済額	0円
貸付額	117,000円
貸付返済額	117,000円
貸付金未返済額	0円

第 5 号議案 令和 3 年度歳入歳出決算剰余金を次のように処分することが承認されました。

1. 決算剰余金
- | | |
|-------|----------------|
| 歳入決算額 | 7,857,910,966円 |
| 歳出決算額 | 6,727,373,401円 |
| 決算剰余金 | 1,130,537,565円 |
2. 決算剰余金処分
- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 保健事業・施設積立金 | 100,000,000円 |
| (2) 財政調整積立金 | 300,000,000円 |
| (3) 繰越金 | 730,537,565円 |
3. 処分の要旨
- (1) 今後における保健施設の維持整備に係る費用の確保並びに災害により保健施設等への損害が生じた場合の更生費用へ充てるため、剰余金の一部を保健事業・施設積立金へ積立てるものです。
- (2) 医療保険制度改革は引き続き進められるとともに、被保険者に係る課税標準額調査の結果に伴う普通調整補助金の変動が今後の財政運営において不安視されること、又、デジタル庁の創設により急速に進むデジタル化への対応のため、剰余金の一部を財政調整積立金へ積立てるものです。
- (3) 依然として続く医療費等の高額化並びに社会保険適用拡大による被保険者の異動に伴う国民健康保険料収入の変動への即応、又、令和3年度国庫補助金の返還が予定されるため、積立金への積立額を除く剰余金を次年度に繰越すものです。

第 6 号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部が次のとおり改正されました。

規約一部改正新旧対照表

旧
(保険料の賦課) 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、次の各号の区分による国民健康保険事業に要する費用に充てるための保険料（以下この条において「医療給付費分保険料」という。）の額と、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるための保険料（以下この条において「後期高齢者支援金分保険料」という。）月額二千六百円との合算額と、組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者一人につき月額、医療給付費分保険料月額二千四百円と後期高齢者支援金分保険料月額二千六百円との合算額に、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二項に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（以下この条において「介護納付金分保険料」という。）を当該介護納付金賦課被保険者一人につき介護納付金分保険料月額三千五百円を加算した額とする。ただし、医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人をこえて加算することができない。
一 第一種組合員（事業主及び一人親方） 月額 一万七千六百円
二 第二種組合員（従業員及び職人） 月額 一万四千四百円
三 第三種組合員（二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号に掲げる者を除く） 月額 一万一千六百円
四 第四種組合員（二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号に掲げる者を除く） 月額 八千円
五 第五種組合員（二十歳未満ただし第一号に掲げる者を除く）

月額 六千一百円
2 組合員に対して賦課する保険料種別区分等必要な事項は、別に定める。

新
(保険料の賦課) 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「医療給付費分保険料」という。）及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「後期高齢者支援金分保険料」という。）は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。
一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料
イ 第一種組合員（事業主及び一人親方） 医療給付費分保険料 月額 一万七千六百円
ロ 第二種組合員（従業員及び職人） 医療給付費分保険料 月額 一万四千四百円
ハ 第三種組合員（二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く） 医療給付費分保険料 月額 一万一千六百円
ニ 第四種組合員（二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く） 医療給付費分保険料 月額 八千円
ホ 第五種組合員（二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医療給付費分保険料 月額 六千一百円
ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児被保険者」という。） 月額 一千四百円 (2) 未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千四百円
二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料
イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百円
ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百円
三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額（以下「介護納付金分保険料」という。）
イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千五百円
ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千五百円
2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、別に定める。
3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当たり交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。
附 則 1 この規約は、令和四年十月一日より施行する。 2 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第二十条の規定は、令和四年十月分（七期分）以後の保険料について適用し、令和四年九月分（六期分）以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

第 7 号議案 令和 4 年度歳入歳出予算を次のとおり補正することが承認されました。

歳 入 (単位：千円)				
款	項	予算現額	補正額	補正後の予算額
1 国民健康保険料		3,360,154	△ 7,080	3,353,074
	1 国民健康保険料	3,360,154	△ 7,080	3,353,074
4 国庫支出金		2,848,286	5,401	2,853,687
	2 国庫補助金	2,831,916	5,401	2,837,317
10繰越金		1,234,683	△ 504,146	730,537
	1 繰越金	1,234,683	△ 504,146	730,537
歳 入 合 計		7,603,335	△ 505,825	7,097,510

歳 出 (単位：千円)				
款	項	予算現額	補正額	補正後の予算額
3 保険給付費		4,000,543	7,852	4,008,395
	6 傷病手当金	55,227	7,852	63,079
4 後期高齢者支援金等		1,400,794	△90,541	1,310,253
	1 後期高齢者支援金等	1,400,794	△90,541	1,310,253
5 前期高齢者納付金等		158,596	△9,454	149,142
	1 前期高齢者納付金等	158,596	△9,454	149,142
7 共同事業拠出金		159,970	△211	159,759
	1 共同事業拠出金	159,970	△211	159,759
11諸支出金		14,382	104	14,486
	1 償還金及び還付加算金	14,381	104	14,485
12予備費		729,366	△413,575	315,791
	1 予備費	729,366	△413,575	315,791
歳 出 合 計		7,603,335	△505,825	7,097,510

公

告

広島県建設国民健康保険組合

第108回広島県建設国民健康保険組合組合会を
次のように開催しました。

1. 日 時 令和4年7月25日（月） 自 午後12時30分
2. 場 所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
3. 議 案
(1)第 1 号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合事業実績報告の認定について
(2)第 2 号議案 療養給付費徴収金不納欠損処分承認について
(3)第 3 号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算の認定について
(4)第 4 号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合保険給付資金貸付金会計について
(5)第 5 号議案 令和3年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分について
(6)第 6 号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
(7)第 7 号議案 令和4年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について

第 1 号議案 令和 3 年度の事業実績について、次のように報告、承認されました。

令和3年度広島県建設国民健康保険組合事業実績報告

第 1. 総括

1. はじめに

令和3年度において、今後の良質な医療の効率的な提供を目指しての、オンライン資格確認の運用が始まり、又全世代対応型の社会保障制度の構築に向け、健康保険法等の一部を改正する法律において、後期高齢者医療の窓口負担の見直し、又子どもに係る国民健康保険料の減額制度の導入等、今後に向けての措置がまずは講じられました。人生100年時代を迎え、生産年齢の減少が急激に進む2040年を見据え、健康寿命の延伸のための予防、健康づくりの推進が益々加速しようとしています。国保組合としてこれらのことに的確に対応し、被保険者の健康を思い一層の保健事業の推進を図っていくところでありますので、組合員各位並びに各地域連合役職員の方々のご理解ご協力をお願い申し上げます。

2. 被保険者の状況

厚生年金適用拡大等社会情勢の変化により、家族被保険者の異動は依然として続いている状況であります。組合員の異動は若干緩やかな状態となりつつあります。令和3年度予算基礎人員を、組合員10,412人・家族11,647人・計22,059人としておりましたが、組合員においては予算基礎人員より150人上回る10,562人、家族は36人上回っての11,683人、計22,246人（内、特定被保険者5,700人・構成比25.6パーセント）となりました。他、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満被保険者）は、構成比41.4パーセントで前年度より105人減の9,220人、又65歳以上の前期高齢者は、構成比15.0パーセントで前年度より52人増の3,331人となっております。

3. 国民健康保険料の状況

令和3年度国民健康保険料を、医療給付費分保険料25億58,139千円、後期高齢者支援金分6億54,000千円、介護納付金分2億91,532千円とそれぞれ予算計上させていただいておりましたが、医療給付費分25億9,389万2,000円、後期高齢者支援金分6億5,969万7,500円、介護納付金分2億8,757万3,000円、計35億4,116万2,500円と被保険者の異動の状況が緩やかになったこともあり、前年度収納額より3,747万6,000円減ではありますが、若干予算を上回る収納額となりました。今年度におきましても100%の収納率となりましたこと、組合員各位のご理解ご協力と、各地域連合役職員皆様の並々ならぬご尽力に感謝申し上げます。

4. 国庫支出金（補助金）・共同事業交付金の状況

令和2年度より、国保組合被保険者課税標準額調査の結果により、普通調整補助金を算出する係数が変更となった事、又前年度激変緩和措置により特別調整補助金で交付されたものが単年度でのものであったことにより、国庫補助金収納額は、現年度全体で前年度より1億4,455万6,654円減の30億2,693万8,701円となり、過年度分国庫補助金返還額1億5,434万8,510円を含め、令和3年度国庫補助金は28億7,259万0,191円で、被保険者1人当たり12万9,128円を収納いたしました。

又、高額医療費共同事業交付金は、前年度より被保険者1人当たり339円減の6,041円で、1億3,437万7,000円を収納いたしました。

5. 保険給付費の状況

新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度減少した反動で、入院外医療費は前年度より1億4,052万0,008円増となり、療養諸費全体では1億9,989万2,788円増の46億3,896万8,123円で1人当たり療養給付費費用額は206,694円となりました。しかし、入院医療費件数においては前年度とほぼ同件数となり、費用額において5,680万9,800円増の14億1,648万4,967円で、高額療養費においても前年度より1,813万4,265円増の3億7,692万4,973円で留まっていることから今後の動向が危惧されます。又その他の給付においても新型コロナウイルス感染症に係る給付により、前年度より増額となっており、被用者に給付される特別傷病手当金は、27件発生し158万3,569円の給付となり、一人親方を含む個人事業主等への傷病手当金は84件発生し219万9,000円の支給を行いました。

6. 医療費適正化の状況

令和3年度、医療費適正化事業におけるレセプト（診療報酬明細書）点検結果は、被保険者資格関係の点検について942万0,895円、保険診療請求内容点検1,304万8,293円となり、前年度より79万3,771円減ではありますが、2,246万9,188円の点検結果となりました。又、交通事故等の第三者行為について、被保険者が、保険診療を受けることにより代位取得したもののについて、今年度のも58万5,435円、前年度からのもの732万2,734円を合わせ、790万8,169円の調定額となり求償を進めました。これら求償事務等は各組合員をはじめ、被保険者の届出により結果がでるもので、今年度においても、組合からの傷病に対する原因照会について、前年度より0.4パーセント上回る、84.6パーセントの回答率でご協力いただきましたこと、感謝いたすところでありますが、医療費適正化のため益々のご協力をお願い申し上げます。

7. 保健事業・特定健康診査の状況

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、各地域連合役職員の方々の十分なる感染予防対策の実施、又各組合員並びにご家族のご理解ご協力により各事業とも継続実施することができ、若干前年度を上回るものとしていただきましたこと誠に有難うございました。

令和3年度特定健康診査につきましては5,815人の受診者で、前年度より5.22パーセント増の46.04パーセントの受診率となり、特定保健指導におきましても前年度を上回るものとなりました。医療費適正化に繋がる事業である後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知におきましては、後発医薬品への変更の趣旨を十分ご理解していただき、普及率74.92パーセント、削減効果額9,438万4,406円と、前年度を384万0,357円上回るものとなりました。

人生100年時代を迎えるにあたり、今後とも国保組合が実施いたします各種事業に積極的にご参加していただき、今後のご自身の健康保持、並びに疾病予防及び重症化予防にご活用していただくことにより、国保組合の安定運営につながるものとなりますので、今後とも特定健康診査を含む各種健診事業等の保健事業へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

8. 収支の状況

歳入において、国民健康保険料は当初予算額35億03,674千円に対して、37,488,500円上回っての35億4,116万2,500円の収納となり、国庫支出金においては、被保険者の異動及び、近年の医療費の動向等から算出した補助対象経費に対して、国が示す国庫補助金計上割合を加味しての、予算額26億82,551千円を3億4,438万7,701円上回る30億2,693万8,701円を収納いたしました。あと前年度からの繰越金10億6,104万8,710円、国民健康保険料減額調整のための積立金からの繰入金7,000万0,000円を含め、歳入総額は、78億5,791万0,966円となりました。

歳出においては、その大半を占める保険給付費ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの反動により、療養給付費当初予算額を30億77,085千円としておりましたが、当初予算額を上回るものとなり年度内補正予算で対応し、33億0,544万3,744円の支出額となり、保険給付費全体では38億3,421万2,468円となりました。他、後期高齢者支援金13億4,633万8,959円、前期高齢者納付金1億9,980万9,629円、介護納付金6億6,849万1,977円を決定通知額により支出し、歳出総額では、予算現額を7億3,005万8,599円下回る67億2,737万3,401円となり、このことにより歳入歳出差引額は11億3,053万7,565円となり、令和3年度実質単年度収支は、過年度分国庫支出金及び前年度繰越金等を差し引いての1億5,383万7,365円となりました。

第 2 号議案 不当利得による療養給付費等徴収金を、次のとおり
不納欠損処分することが承認されました。

1. 不納欠損処分額

69,083円

2. 処分する療養給付費徴収金の内訳

区分	年度	件数	費用額	一部負担額	保険者負担額	未納額	不納欠損額
(1)	H23	1	6,200円	1,860円	4,340円	4,340円	4,340円
	H27	3	48,670円	14,601円	34,069円	34,069円	34,069円
	H29	1	17,180円	5,154円	12,026円	12,026円	12,026円
(2)	H30	1	26,640円	7,992円	18,648円	18,648円	18,648円

3. 不納欠損処分をする理由

- (1) 被保険者資格喪失後受診したことにより生じた不当利得による療養給付費徴収金について、再三なる返還請求を行うも返還に応じず、組合員の所在が不明となり、当該徴収金を請求することが不可能となったため、不納欠損処分として整理するものです。
- (2) 外国籍組合員について被保険者資格喪失処理（被保険者証未回収）を行い、被保険者証の回収に努めていたところ、当該組合員が他県の医療機関を受診したことにより生じた不正利得による療養給付費徴収金で、関係各所に連絡のうえ所在を把握しようと試みるも所在の確認には至らず、当該徴収金を請求することが不可能なため、不納欠損処分として整理するものです。

第 3 号議案 令和3年度の歳入歳出決算について、次のとおり
報告、承認されました

1. 歳入の部

予算現額 7,457,432,000円
決 算 額 7,857,910,966円

1. 歳出の部

予算現額 7,457,432,000円
決 算 額 6,727,373,401円

1. 収支差引額

1,130,537,565円

8月1日の
組織人員
12,090人

労働安全標語

安全確認
気付く目
探す目
感じる目

第2地連 芦品
藤木 翔平さん
令和3年度・佳作

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表

令和4年7月分

地連名	件数
第1地連 福 山	1
第2地連 芦 品	1
第5地連 瀬 戸 内	(1)
第7地連 広 島	2
第8地連 広 島 西	1 (1)
第9地連 広 島 北	(2)
第11地連 三 次	1 (1)
第12地連 庄 原	1
計	7 (5)

()内は一人親方

労災事故発生原因

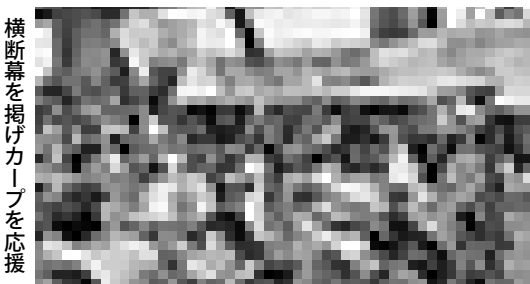
内 容	件数
転 墜	5
工 具 ・ 機 械	3
打 撲 ・ 捻 挫	3
腰 痛	1
計	12

「カンガルーマーク」
クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』に「いつどこで」感想を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能へ「組合員専用」ページです。抽選の上、10人の方へオカカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末(消印有効)までです(正解…8月号は2個)。



豊平小学校の木工教室で棚作成



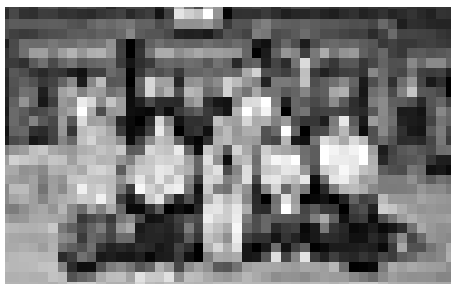
横断幕を掲げカーブを応援

【副地連長・宮本繁樹】
第9地連広島北・北広島支部は、7月3日(日)、親睦を目的にカーブ観戦を行いました。3年振りのカーブ観戦に50人という多くの方

第9地連 広島北
3年振りカーブ観戦
久々に応援など堪能

【副地連長・宮本繁樹】
にご参加いただきました。予想大会を行ったり横断幕を掲げて応援したりと、久々のマツダズームスタジアムでの観戦をみんなで堪能しました。

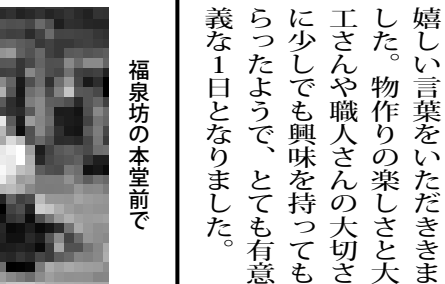
この龍は宮大工であり、彫刻家でもある西谷庄一さん。皆さんのご家族も同じ



福泉坊の本堂前で

【主婦の会・佐々木順子】
第11地連三次主婦の会では、7月16日(土)に安芸高田市で「地元再発見!」として

第11地連 三次
福泉坊拝観とランチ会
住職の話で家族に誇り



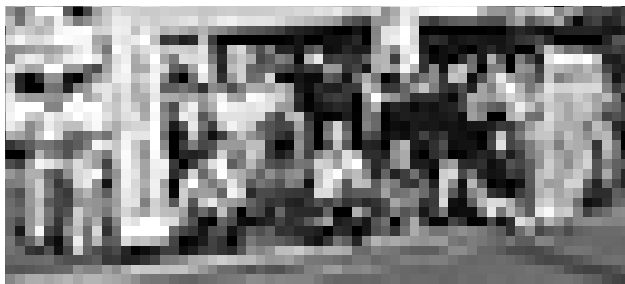
黄金山小学校

【南地区地区長・下野征弥】
南地区では、6月27日(月)広島市立黄金山小学校において、木材加工体験教室を開催しました。この教室は、「物づくりの楽しさ」

第1地連 山 福
第45回住宅デー
各施設で技術奉仕

【教宣専門委員・高橋潔】
6月22日(水)、第45回住宅デーを開催。第1地連福山の組合員42人が各施設に分かれて技術奉仕活動を行いました。

今回の奉仕活動は、神辺老人福祉センター、老人センター、紫雲荘、大門ふれあいプラザ、東朋ふれあいプラザ、鳳ふれあいプラザ、ラザ、鳳ふれあいプラザの6カ所で行われました。

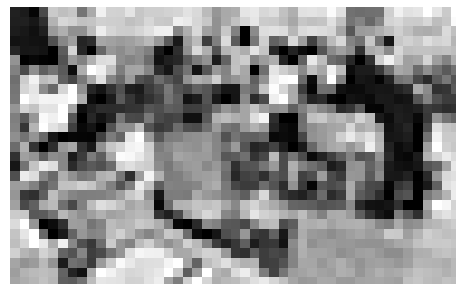


各施設への出発前に

第7地連 島 島
児童28人を指導し
多目的ボックス作製

【西地区地区長・勝田吉導】
6月21日(火)、広島市立山田小学校で「ふれあい木工教室」を開催し、6年生児童28人の指導を西地区組合員11人が務めました。

1枚の杉板から「多目的ボックス」の作製を体験。図面通りの寸法を差し金でけがき、鋸で切断し、金槌で釘を打って組み立て、サンドペーパーで仕上げます。コロナウイルス対策のためマスク着用、雨による蒸



山田小学校

第7地連 島 島
小学校で木材加工教室
物づくりの楽しさ体験

【南地区地区長・下野征弥】
南地区では、6月27日(月)広島市立黄金山小学校において、木材加工体験教室を開催しました。この教室は、「物づくりの楽しさ」

嬉しい言葉をいただきました。物作りの楽しさと大工さんや職人さんの大切さ、に少しでも興味を持ってもらったようで、とても有意義な1日となりました。

▼9、10月の行事予定▲

10月	9月
31日 第9地連特定健診、節目がん・アスベスト検診丸のこ等取扱作業従事者教育(広島)	16日 第2地連特定健診(新市公民館)、ヘリカルCT検診(芦品支部会館)
30日 第1地連CCCUS説明会	17日 第3地連特定健診
27日 第5地連肺がん検診	18日 丸のこ等取扱作業従事者教育(福山)
23日 第8地連第3回特定健診、節目がん検診建設国保四役会議	19日 第38回全国青年技能競技大会(群馬県)
22日 第1地連グラウンドゴルフ大会	20日 四役・地連長会議
21日 第63回定期大会	21日 第1地連青年部ゴルフ大会
20日 第5地連第6・7回特定健診	22日 第1地連女性会健康料理教室
19日 第2地連特定健診	23日 石綿作業主任者技能講習
18日 第5地連第8回特定健診	24日 第5地連第5回特定健診
17日 第6地連第2回特定健診	25日 第1地連第3回特定健診
16日 第1地連グラウンドゴルフ大会	26日 第4地連特定健診、節目がん検診
15日 第2地連特定健診	27日 第9地連特定健診、節目がん検診
14日 第5地連安全対策学習会	28日 第10地連主婦の会料理教室
13日 第8地連安全対策学習会	29日 第10地連主婦の会料理教室
12日 第10地連主婦の会料理教室	30日 第10地連主婦の会料理教室
11日 第10地連主婦の会料理教室	
10日 第10地連主婦の会料理教室	
9日 第10地連主婦の会料理教室	
8日 第10地連主婦の会料理教室	
7日 第10地連主婦の会料理教室	
6日 第10地連主婦の会料理教室	
5日 第10地連主婦の会料理教室	
4日 第10地連主婦の会料理教室	
3日 第10地連主婦の会料理教室	
2日 第10地連主婦の会料理教室	
1日 第10地連主婦の会料理教室	

※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。